

公益財団法人大阪YWCA 2017度事業計画

<事業の目的と概要>

大阪YWCAは、キリスト教の基盤にたち、女性と青少年の力を育て、すべての人にとっての正義・平和・人間の尊厳・自由・持続可能な環境を実現することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

(定款第3条、第4条より)

- (1) 語学・職能・技能教育を通してより良い社会の形成に資する人材を養成する事業
- (2) 社会的に弱い立場にある人を支援する事業
- (3) 子どもや青少年の健全な心身の育成に資する事業
- (4) 平和・人権・環境等、社会における問題について研修や普及啓発を行い、かつこれらの問題解決のためのより良い社会づくりに貢献できる人材を養成する事業
- (5) 前各号の事業を推進するための支援者を養成する事業
- (6) 不動産を貸与する事業
- (7) 事務業務を受託する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

<事業の基本方針>

- ◆主 題 「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。」(ローマ信徒への手紙 12章 15節)
- ◆理 念 「すべての人は神の前に等しい価値をもつ」というキリスト教の精神に基づき、あらゆる人々が自分らしく生きることのできる平和な社会の実現をめざす
- ◆基本方針 1. 非核・非暴力による平和の実現のために積極的に行動する
2. 多様性を認め合い、出会いの中で育ち合い、変革を担う人材を養成する

◆ビジョン 2020

大阪YWCAは、より良い社会の実現のために働く人を育て、女性のあらゆるライフステージの課題に包括的に取り組みます。この10年は、「子ども・女性・非暴力による平和」をテーマに掲げて活動します。

YWCAが10年後に実現していきたい社会はこんな社会です。

【子ども】

- *子どもたちが多様な人と出会い、ありのままを認めあえる場がある社会
- *すべての子どもたちの将来へのチャンスが保障され、自律的に生きることのできる社会

【女性】

- *すべての女性が自分自身の生き方を決定することができ、力を発揮することのできる社会

【非暴力による平和】

- *憲法の非武装・平和の精神があらゆる世代に浸透し、生活の中に根付いている社会

<具体的計画>

上記事業概要に則り委員会を構成し、女性団体、国際団体としての視点と特色を活かして、以下の通り事業を実施する。

I 教育事業

<1> 専門学校事業

【目的】

「すべての人は神の前に等しい価値を持つ」というキリスト教の精神に基づいた教育を行う。高い人権意識と国際的視野をもつ、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【設置学科<ビジネス専門課程>】

◆国際関係開発学科

NGO/NPOワーカー養成コース

◆国際関係開発第二学科（夜間）（募集停止）

国際NGOワーカーコース

◆シクレタリアルアーツ学科

シクレタリーコース（募集停止）

◆日本語学科

日本語1年コース

日本語1年6ヶ月コース

◆日本語第二学科

日本語1年コース

国際関係開発学科

【基本方針】

NGO/NPOワーカーとしての基本である対人援助スキル、問題解決能力を中心に、コミュニティにおける実践を重視したカリキュラム編成で行う。

日本語学科

【基本方針】

日本の高等教育機関への進学をめざす留学生や、日本語でのコミュニケーション力を磨き就職をめざす人などに、質の高い日本語教育を提供する。異なった文化的背景をもつ人たちが共生し、平和と人間の尊厳が守られる社会づくりに貢献する人材を育てる。

【具体的計画】

- (1) 全日制コース、モーニングコース、イブニングコース、日本語能力試験準備コース、夏期集中コースおよびプライベートレッスンを実施する。
- (2) 学習者の多様なニーズに即したカリキュラムを設定し、クラス運営を行う。
- (3) 非漢字圏からの学習者のための漢字クラスは、内容を見直し、さらなる漢字能力の底上げをめざす。
- (4) 卒業後、修了後、それぞれの進路において、自己表現・問題解決にじゅうぶんな日本語力の養成に重点を置いた指導をする。
- (5) 学習者と教職員のコミュニケーションを密にし、きめ細かく対応することにより、学習意欲の維持と向上を図る。全日制コースでは、生活・学習相談を適時行い、問題の早期発見、早期解決に努める。
- (6) 異文化理解促進のため、一般市民や他コース受講生と学習者との交流の機会を設け、自然な日本語会話に触れる機会を提供する。
- (7) 在外留学センターや教育機関等への広報活動を強化する。
- (8) 行政や国際交流センターとの連携を強め、国内における日本語学習希望者の掘り起こしを図る。
- (9) 卒業生、修了生のフォローアップに力を入れ、交流しやすい環境を醸成する。

奨学金

【目的】

奨学金制度を用いて、高い人権意識と国際的視野を備えた、社会に貢献できる人材を育成する。

【基本方針】

大阪YWCAの理念に基づき、大阪YWCA奨学金資金が生み出す利息や寄付金をもって、学生がより一層学業に励み、勉学を意義あるものとするよう支援する。

【具体的計画】

- (1) 大阪YWCA奨学金、大阪YWCA留学生里親の会奨学金、鈴木保奨学金、その他の各種奨学金の選考と支給を行う。
- (2) 大阪YWCA奨学金の資金運営とその増加をはかる。
- (3) 奨学金資金増加のための広報活動につとめる。

<2>日本語教師を養成する事業

日本語教師養成講座

【目的】

専門性の高い日本語教師を養成し、国際社会に貢献できる人材を育成する。

【基本方針】

- (1) 専門の講師の指導によって幅広い知識を習得し、確かな技術を持って教えられる教師を育成する。
- (2) 総合的な日本語教育の環境を生かし、異文化理解を促進するプログラムを提供する。

【具体的計画】

- (1) 2016年度からの新カリキュラムの特長を具体的に検証、評価し、それをもとに新規受講生獲得のための広報を行う。
- (2) 留学生や現役日本語教師との交流等の課外プログラムや就職支援のサポートを充実させ、受講生の満足度を高める。
- (3) 受講生や修了生の動向を調査し、広報等に活かす。

日本語教師会

【目的】

日本語教師の専門性の確立とその地位の向上を図り、広く日本語教育の発展に貢献する。

【具体的計画】

- (1) 専任講師会を招集し、大阪YWCAの日本語部門全般の問題解決に当たる。
- (2) 新規入会者に対する選考試験(一般公募)を1月に実施する。
- (3) 非常勤講師の配置に関する調整を行う。
- (4) 会員がその専門性をいかせるような職域、活動場所を開拓する。
- (5) 自治体や民間団体が実施する日本語ボランティア研修等に、人材とノウハウを提供する。
- (6) 会員研修・研究会の充実をはかる。
- (7) 教師会会員に対する昇格試験を3・8月に実施する。
- (8) 日本語教育に関する図書・教材・情報等の収集と会員への提供を行う。
- (9) 「日本語の教え方講座」(春期：初級文型、秋期：中級文型)を開催する。
- (10) 「日本語教育能力検定試験対策講座」(3月～10月)を開催する。
- (11) 現職日本語教師向けの講座・ワークショップを開催する。
- (12) 教材の開発・出版、教育プログラムの開発を行う。

<3>生涯学習の各種クラス・講座

【目的】

広く市民を対象に、良質な講座、講演会等のプログラムを開催し、よりよい社会を実現するために働く人を育成する。

【基本方針】

- (1) 広く市民に開かれた、良質な語学クラスを展開する。語学を学ぶ場を提供することで、異なる文化をもつ人々との出会いや交流、生きやすいコミュニティ作りへの、受講生の積極的な参加を促す。
- (2) 子どもの心に働きかけることばの大切さを知り、児童文学の豊かな世界へ子どもたちが喜びを持って入ってい

くための適切な手引きができる人材を育てる。また、子どもと本をつなぐ役割についている人たちのブラッシュアップの場を提供する。

- (3) 学ぶ楽しさを体験し、様々な知識を得、教養を深めることで、より充実した生活、自分らしい生き方を獲得するきっかけとする。
- (4) よりよい社会の実現のための、視点と行動力をもつ人材を養成する。

【具体的計画】

- (1) 英語・韓国語とも、他校にはない特長ある講座を実施する。また、多忙な社会人のニーズに合わせ、進度とフォローアップに留意したクラス運営を行なう。他クラスの受講生や講師と交流できる機会を設け、講座の活性化を図る。
- (2) 赤ちゃんのための絵本、読み聞かせ、絵本の次の段階として導入する昔話や幼年童話をストーリーテリングも含めて学べるコースを「子どもと本をむすぶ基礎コース」として設置する。「図書館・学校ボランティアのためのブラッシュアップコース」「児童文学を楽しむ特別講座」を、ひきつづき実施する。
- (3) 新しい体験や教養、知識を得ることができるような各種講座、体験プログラム、グループ活動の場等を提供する。
- (4) 社会の様々な課題に関する講座、講演会、プログラム等を実施する。

Ⅱ 平和・人権・環境等国内外の社会問題についての学習及び普及啓発と人材養成事業

＜1＞人材養成・研修事業

【目的】

女性と子どものエンパワメントを実現し、いのちが尊ばれ人権が保障される公正な社会を創る人を育成する。

【基本方針】

- (1) 「支えあう」社会に必要な共感力と行動力を備えた人材を育成する。
- (2) 社会変革への視点を身につけ、行動する力を得る機会を提供する。

【具体的計画】

- (1) 対人援助者としての基礎となるコミュニケーション能力を伸ばし、人間理解を深める講座を実施する。
- (2) 地球市民としての視点を持ち、地域と世界の問題に主体的に関わってゆくリーダーシップを養う講座を実施する。
- (3) さまざまな職域で活躍する人のエンパワメントのために、研修プログラムを開発し、提供する。

＜2＞平和・環境についての学習と啓発事業

【目的】

あらゆる「暴力」を排除して、地球環境を守り、いのちを尊び、人権が保障される社会をつくるための啓発活動を推進する。

【基本方針】

- (1) 日本国憲法第9条「戦争の放棄」を堅持するため行動する。
- (2) 「核」を含めたいのちを脅かすあらゆる「暴力」の存在を否定し、「真の平和」を実現するため行動する。
- (3) 食べものから考える環境について取り組む。

【具体的計画】

- (1) 講演会、学習会を企画・実施する。
- (2) 戦後70年の冊子を活用する。

＜3＞東日本大震災被災者支援

【基本方針】

- (1) 被災者支援
 - ①子どもたちへの支援

福島を中心とした被災地の子どもたちのための保養プログラム等を実施し、子どもたちの健全な育成をサポートするとともに、放射能汚染の影響下で不安を抱えながら子育てをする保護者に寄り添い、不安の軽減を目指す。

②日本YWCAおよび地域YWCAとの協働

日本YWCAが進める被災者支援プロジェクトに協力するとともに、関西圏の地域YWCAと協働し大阪でできる活動を進める。

(2) 情報の収集と発信

支援の輪を広げ、長期的な支援を可能とするために、被災地の現状や必要とされている支援についての情報を収集し、大阪YWCAのプログラム等を通して発信する。

【具体的計画】

- (1) 保養プログラム「大阪わいわいステイプログラム」を実施する。
- (2) 保養プログラムを実施するためのファンドレイジングに力を入れる。
- (3) 他市Yや他団体との協働の可能性を探る。

Ⅲ 社会的に弱い立場におかれた人への支援事業

<1>グループパレット

【目的】

知的な障がいの有無に関わらず、一人一人の違いを認め合い、補いあいつつ仲間になり、そして、ともに育つために活動する。

【具体的計画】

- (1) 様々な体験を通じて生活の幅を広げるとともに、新しい可能性等を見つける場作りを行なう
 - ① 月1回の例会と年1回の1泊旅行、家族の集いなどの実施
 - ② パレット通信の発行
- (2) メンバーの主体性を尊重し、メンバーとボランティアが協働で運営する
- (3) 新しいメンバーとボランティアの募集に力を入れ、仲間の輪を広げる
- (4) 必要に応じた研修会・勉強会を開催する

<2>視覚障がいをもつ人の社会参加を支援する事業

■ 梅田会員部委員会 ■

【目的】

人のふれあいの中から、生き方を学ぶ

【基本方針】

- (1) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々との交流を通して、様々な体験ができるようプログラムを企画・運営する。
- (2) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々それぞれのグループの活動をコーディネートする。
- (3) 会員親睦と共に、活動の中で得た学び・経験をそれぞれの地域で活かし、支えあう社会の実現を目指す。

【具体的計画】

- (1) 視覚障がい者のためのいけばな教室、むらさきつゆくさの会を行う。
- (2) 朗読活動や、依頼図書の音訳テープをリスナーに届ける。

■ 点字子ども図書室 ■

【目的】

目の見えない子どもたちのために、点字図書の作成および貸し出しをする。また、これらの活動を促進するボランティアの募集や養成も行う。

【具体的計画】

- (1) 点字本の翻訳（130タイトル・約250冊）
- (2) 全国の利用希望者等への貸出

- (3) 統合教育で学ぶ子どものための教科書等の点訳

<3>高齢者の社会参加を促進する事業

【目的】

千里地域の人々と、ボランティア活動を通し相互に交流し、共に生きることを目指す。

【基本方針】

- (1) 地域の高齢者に、食などを通し交流の場を提供する。
- (2) 総合福祉施設「シャロン千里」の活動をサポートする。
- (3) ボランティアを養成する。

【具体的計画】

- (1) シャロン千里でのボランティア活動を統括する。
- (2) ケアハウスやデイサービスセンターを現場としたボランティア活動を行う。
- (3) 高齢者を対象とした配食・会食サービスの実施。
- (4) カフェ茶話茶話の実施。
- (5) 新たなボランティアを養成する。
- (6) ボランティアのための研修及び実践の場を提供する。

<4>DV被害女性の支援事業

【目的】

あらゆる女性のエンパワメントを実現し、暴力のない男女共同参画社会を実現していく。

【基本方針】

- (1) 「女性への暴力」被害者の総合的支援を行う。
- (2) DV被害女性自立支援事業（ステップハウス）を推進する。
- (3) 暴力や虐待の中にある子どもへの支援に取り組む。
- (4) 暴力を生み出さない社会を目指し、ネットワークを構築する。
- (5) 男性を含めてジェンダーに関する意識を啓発する。

【具体的計画】

- (1) ステップハウスの管理：「女性への暴力」被害者に宿泊の場を提供する。
- (2) サポート活動：被害女性の自立準備のための心理面・生活面・就労支援など様々な支援を中期的に行う。
- (3) 支援員ミーティング：ステップハウスでのサポート活動を円滑に行うために、各種ミーティングを実施する。
- (4) ステップハウスを支える会の強化：年に1回、ニュースレターを発行する。また、会員の獲得及び財源確保に努める。
- (5) 他団体とのネットワークを構築する：DV被害者支援ネットワーク近畿と全国女性シェルターネットの加盟団体として、大阪を中心に全国各地のDV被害者支援団体との相互の連帯、協力関係を築く。また、行政との連携を強める。
- (6) ステップハウスを支える支援員の養成と、その研修のための講座を実施する。
- (7) 女性と子どもの人権にまつわる講座を行い、それぞれの問題について理解を深めると共に、総合的な支援に結びつける。

<5>中国残留邦人等への支援事業

【目的】

中国帰国者に対して「矯正」「同化」を求めない多文化共生社会の確立

【基本方針】

大阪YWCAの中国帰国者支援は、YWCAの基盤に基づき、常に中国帰国者と共に生きる姿勢に立つて行うものとする。

大阪YWCAの会員や登録ボランティアなど、支援者と連携しながら中国帰国者が抱える課題の解決を手助けする。加えて地域の人々との出会いや交わりの機会を提供し、中国帰国者一人ひとりが自立にむけてエンパワーされるよう支援する。

【具体的計画】

◆近畿中国帰国者支援・交流センター

1. 日本語学習支援事業

(1) 通学学習課程

国費、自費帰国者1～3世及びその配偶者を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育やパソコン講座などを実施する。

曜日／時間帯：月～金曜日・日曜日 10:00～15:00

1学期：6ヶ月

(2) 遠隔学習課程

- ・通学が不可能な中国帰国者への支援として遠隔学習課程「介護職員初任者研修受講準備コース」を実施する。
- ・大阪在住の遠隔学習課程受講者に対しスクーリングを実施する。これは中国帰国者支援・交流センター（首都圏センター）が実施する遠隔学習課程の受講生も含む。

2. 交流事業

地域住民や帰国者同士の交流や親睦を図る場を提供する。

- (1) 朗朗クラブ：和・洋裁、歌、クラフト、健康体操、フラダンスなど、楽しく日本語が使えるレクリエーションを行う。
- (2) 入門レベルの学習者を主な対象として、ボランティアの協力のもと、「日本語会話交流」を実施する。

3. 地域支援事業

- (1) 「支援者支援」を目的としたボランティア研修会を近畿地区で開催する。ボランティア団体の活動情報の収集、提供、並びにボランティア団体との連携、支援、育成を行う。
- (2) 近畿ブロック圏内の自治体を集め、中国帰国者の現状や支援活動上の課題、問題点等の情報交換を行う。

4. 地域生活支援推進事業

地域で活動するNPO等との連携を推進し、地域に定着した中国帰国者への支援がより一層行われるよう活動を援助する。

5. 普及啓発事業

- (1) 中国残留邦人への理解を促進するシンポジウムを実施する。
- (2) 地方自治体が取り組む地域住民に対する普及啓発事業への協力

6. 生活相談事業

日常生活における問題について相談を受け、必要に応じて各機関窓口と連携しつつ、その問題解決を支援する。

7. 就労支援事業

企業見学、就労相談、面接練習などを行い帰国者への就労支援を行う。

8. 介護支援事業

介護支援コーディネーターと生活・介護支援サポーターを配置し、中国残留邦人等の高齢化に対応する。生活・介護支援サポーターの募集、研修を行い、介護事業所等において中国語による語りかけ支援を行う。

◆大阪市中国帰国者支援事業

1. 日本語教育支援事業

国費、自費帰国者1世及びその配偶者等を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育やパソコン講座を実施する。

(1) 梅田教室 曜日／時間帯：土曜日 10:00～15:00 1学期：6ヶ月

(2) 平野教室 曜日／時間帯：土曜日 10:00～15:00 1学期：6ヶ月

2. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

3. ネットワーク構築事業

- (1) 地域住民への中国帰国者に関する理解促進を目的に広報活動を行う。
- (2) 中国帰国者が地域での交流事業などに気軽に参加できるよう、地域に支援リーダーを配置する。
- (3) 地域社会のなかで中国帰国者への理解を深めるため、地域住民と中国帰国者との交流活動を行う。
- (4) 関係職員に対して研修を行う。

4. 自立支援通訳等派遣事業及び総合相談窓口事業

- (1) 中国帰国者1世、及びその配偶者等に、必要に応じて自立指導員、支援通訳、就労相談員を派遣する。
- (2) 中国帰国者1世、及びその配偶者等を対象に、健康相談会等を実施し、必要に応じて個別相談、指導を行う。
- (3) 上記(1)～(2)を効果的に実施するため、総合相談員を配置する。

◆門真市中国帰国者支援事業

1. 日本語教育支援事業

国費、自費帰国者1世及びその配偶者等を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育を実施する。

門真教室 曜日/時間帯：日曜日 10:00～15:00 1学期：6ヶ月

2. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

◆京都市・宇治市中国帰国者支援事業

1. 日本語教育支援事業

国費、自費帰国者1世及びその配偶者等を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育を実施する。

伊勢田教室 曜日/時間帯：日曜日 10:00～15:00 1学期：6ヶ月

2. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

◆堺市中国帰国者支援事業

1. 日本語教育支援事業

中国帰国者1世及びその配偶者等を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育を実施する。

堺健老クラブ 曜日/時間帯：木曜日 13:00～17:00 1学期：6ヶ月

2. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

◆和歌山県中国帰国者支援事業

1. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

IV 青少年育成事業

<1>青少年活動

【基本方針】

大阪YWCAのビジョン2020「子ども」に則り、以下のような社会の実現に向けて活動を展開する。

- (1) 子どもたちが多様な人と出会い、ありのままを認め合える場がある社会
- (2) すべての子どもたちの将来へのチャンスが保障され、自律的に生きることのできる社会

【具体的計画】

- (1) 国際理解プログラム、キャンプ、半日のプログラム、親子プログラム、こどもクリスマス会を行う。
- (2) プログラムのない時期に、リーダーの養成を目的にリーダートレーニングを実施する。
- (3) 新規リーダー獲得のため、近隣の大学や地域のボランティアセンターとつながりを持ち、積極的にアプローチしていく。
- (4) 学校の長期休暇の時期を利用して、学ぶことの楽しさや多文化と出会い交流する機会を提供するために「ミニスクール」を実施する。

<2>子ども図書室

【目的】

子どもたちの健やかな成長を通して、より良い社会の形成を促進するための図書室活動を行う。

【具体的計画】

- (1) 子ども図書室を運営と子どものためのお話しの時間やお話会の実施。
- (2) 大人のための読み聞かせ、手遊び、ストーリーテリング、おはなし会、児童文学等の研究会・講座の開催
- (3) 図書ボランティアへの研修と講師派遣
- (4) こども図書の出版
- (5) 関係団体や個人との連携および情報交換

<3>子育て支援

■ 梅田会員部委員会 ■

【目的】

人のふれあいの中から、生き方を学ぶ

【基本方針】

- (1) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々との交流を通して、様々な体験ができるようプログラムを企画・運営する。
- (2) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々それぞれのグループの活動をコーディネートする。
- (3) 会員親睦と共に、活動の中で得た学び・経験をそれぞれの地域で活かし、支えあう社会の実現を目指す。

【具体的計画】

あみものカフェを中心に、子育て中のお母さんが自由に集い、世代を超えて人と出会う場を作る。

■ 千里子育て支援委員会 ■

【目的】

子どもの成長をみんなで見守り、子育ての喜びや悩みを分かち合い、親子の「個」育てを応援する。

【基本方針】

- (1) 親と子がありのままを認め合い、みんなでゆったりと子育てができる場を提供する。
- (2) 子育て中の人々が、自分らしくいられる場を提供する。

【具体的計画】

- (1) シャロン千里「こども館」と協力し、千里での子育て支援プログラムを統括する。
- (2) 親子のフリースペース「おやこひろば」の実施
- (3) 単発プログラム（真夏の夜のおはなし会、ハンドベルコンサート、講演会等）の実施
- (4) 長期休み期間の「おやこひろば」こども館オープンデーの実施
- (5) お母さんが主体のグループ作りを支援する。
- (6) アドラーd e ママズカフェの実施

<4>ホームステイプロジェクト

【目的】

他の国の人々と共に生活する機会を提供し、異文化交流を通して相互理解を深め、平和な世界の実現をめざす。

【具体的計画】

- (1) 大阪YWCA専門学校日本語学科生のホームステイ受け入れを行う。
- (2) 大阪YWCA専門学校日本語夏期集中コースプログラムと修了パーティーに協力する。
- (3) 年に1回、ニュースレターを発行する。
- (4) ホストファミリーの新規開拓に努める。

V ボランティア養成

<1>梅田

■ 梅田会員部委員会 ■

【目的】

人のふれあいの中から、生き方を学ぶ

【基本方針】

- (1) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々との交流を通して、様々な体験ができるようプログラムを企画・運営する。
- (2) 子ども・高齢者・障がいを持つ人々それぞれのグループの活動をコーディネートする。
- (3) 会員親睦と共に、活動の中で得た学び・経験をそれぞれの地域で活かし、支えあう社会の実現を目指す。

【具体的計画】

(1) ボランティア養成

① 会員親睦行事

会員間、梅田グループ間の交流を深める行事を企画する。世代や委員会を超えた横のつながりをつくるための親睦プログラムを企画。新入会員歓迎会、会員親睦会などを実施する。

② 主催講座

美術鑑賞講座、俳句等YWCAを知るきっかけとなる講座や、多様化する会員のニーズに即した講座を実施する。

③ 会員ルームの活用

会員ルームを活用して気軽に会員が集える場作り、多くの人がYWCAに足を運ぶきっかけ作りを行う。

④ 梅田だよりの発行

毎月1回発行 梅田で行われている活動の報告や会員の近況、催し物予告などの情報を発信する。

⑤ グループ活動

グループ活動を支え、既存・また新規のグループメンバーのYWCAへの理解を深め、全体行事への参加を促す。グループ発表会を実施する。

<2>千里

■ 千里委員会 ■

【目的】

地域の人々とともに、輝いて生きるために、やさしい社会の実現を目指す。

【基本方針】

- (1) 千里委員会のもとにある各委員会の統括をし、目的が達成されるように支援する。
- (2) ボランティアが主体となって、地域が活性化し、交流が生まれるようなイベントを行う。

【具体的計画】

(1) 年間行事

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 4月 | 第36回歌声サロン |
| 6/3(土) | バザー |
| 10/28(土) | ガレージセール |
| 11月 | お楽しみ落語等ファンレイジングにつながるプログラム(11月または3月) |
| 12月 | クリスマス・ミニセール、クリスマス会 |
| 3月 | 東北に思いをはせる集い |

※「歌声サロン」今年度は4回開催の予定。

(2) 事業計画

- ① シャロン千里における大阪YWCAのボランティア・社会貢献活動を統括する。
- ② 年間行事(バザー、ガレージセール、クリスマス会、クリスマスミニセール等)の企画・運営。
- ③ 千里委員会所属グループ活動の統括。
- ④ 子育て支援プログラムの充実を図り、こども館と協力する。

<3>ボランティア受け入れ

【目的】

ボランティアとして働きたいという意志を持つ人の思いやスキルを、社会のために活かす道を作る。

【具体的活動計画】

- (1) 運営委員の協力を得つつ、定期的にボランティア説明会を行う。
- (2) ボランティア希望者が希望する活動に参加できるよう、現場とつなぐ。

VI 広報

<1>機関紙「大阪YWCA」編集

【目的】

大阪YWCAの理念・基本方針を内外に伝える。

【基本方針】

- (1) 広報紙としてYWCAの活動や理念を発信し、多くの人々の相互啓発に役立てる。
- (2) その時々課題を明確にし、内外に問題を提起する。
- (3) わかりやすい言葉で、読みやすい紙面を目指す。

【具体的計画】

- (1) 発行回数 年7回(3/4、5、7、9、11、12/1月)と特別号(2月)
- (2) 発行部数 2,000部、特別号3,000部
- (3) モニターからの意見を集め、紙面に反映させる。

<2>広報

【目的】

大阪YWCAの存在と活動内容を広く知らせ、さらにその理念や基本方針への理解を促す。

【基本方針】

大阪YWCAの理念を社会に向けわかりやすく発信する。

【具体的計画】

- (1) 100周年にむけ、広報ツールを作成する。
- (2) 各部と連携して活動を広報する。

VII 収益事業

- (1) 社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会大宮保育園に対して、本財団所有の大阪市旭区大宮町の土地・建物を貸与する。
- (2) 社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会の事務業務の一部を受託する。

VIII 法人運営・財政

1. 法人運営

評議員会を年間2回、理事会を年間6回程度開催し、適正な法人の運営に努める。

2. 財政

- (1) 財務委員会を構成し、健全な財政を維持すると共に、賛助員の増加に努める。
- (2) 100周年に向けて、団体のファンドレイジング能力の向上と寄附金の増強を図る。

IX 100周年記念

- (1) 2018年度に迎える創立100周年に向けて、よりよい社会の実現のために行う社会貢献活動の更なる充実を図り、新規事業の可能性について検討をすすめる。
- (2) 100周年を機に公益財団法人としての理念と活動を広くアピールし、団体の認知度を高める。
- (3) 上記を実現するために、100周年記念実行委員会を組織し、各小委員会に分かれて、事業の推進にあたる。

X 世界YWCA・日本YWCA 他

◇年間行事予定◇

4月24日	世界YWCA日
5月20日～22日	日本YWCA新職員研修会
5月26日	地域YWCA会長会
5月27日～28日	加盟YWCA中央委員会
10月第3週	世界YWCA非暴力週間
11月第2週	世界YMCA・YWCA合同祈祷週
日程未定	3市YWCA交流会